

令和5年5月 富山市議会臨時会議案

# 目 次

議案第 7 9 号	令和5年度富山市一般会計補正予算（第1号）	1 頁
議案第 8 0 号	令和5年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	1 5
議案第 8 1 号	財産取得の件（化学消防ポンプ自動車 1台）	2 0
議案第 8 2 号	財産取得の件（高規格救急自動車 2台）	2 1
報告第 6 号	専決処分について承認を求める件（富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件）	2 2
報告第 7 号	専決処分について承認を求める件（富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件）	2 7
報告第 8 号	専決処分について承認を求める件（富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件）	2 9
報告第 9 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）	3 1

# 一 般 会 計



議案第 79 号

令和 5 年度富山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度富山市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,098,157 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 170,349,552 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 10 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		2,538,279		2,538,279
	1 使用料	2,220,509		2,220,509
15 国庫支出金		24,755,730	2,923,467	27,679,197
	2 国庫補助金	5,656,842	2,923,467	8,580,309
16 県支出金		12,616,041	57,383	12,673,424
	2 県補助金	3,659,307	57,383	3,716,690
20 諸収入		3,131,115	5,906	3,137,021
	6 雑入	1,560,804	5,906	1,566,710
22 繰越金			111,401	111,401
	1 繰越金		111,401	111,401
歳入合計		167,251,395	3,098,157	170,349,552

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		18,138,015	9,527	18,147,542
	1 総務管理費	8,016,023	5,167	8,021,190
	2 企画費	6,674,455	4,360	6,678,815
3 民生費		66,707,998	2,179,528	68,887,526
	1 社会福祉費	31,589,060	1,643,078	33,232,138
	2 児童福祉費	29,557,282	531,050	30,088,332
	3 生活保護費	5,229,597	5,400	5,234,997
4 衛生費		10,467,971	15,860	10,483,831
	2 環境衛生費	4,751,943	15,860	4,767,803
6 農林水産業費		5,360,049	483,194	5,843,243
	1 農業費	1,701,291	474,316	2,175,607
	3 林業費	1,050,964	878	1,051,842
	4 水産業費	242,123	8,000	250,123
7 商工費		4,068,056	130,806	4,198,862
	1 商工費	4,068,056	130,806	4,198,862
8 土木費		21,757,933	147,138	21,905,071
	5 都市計画費	13,816,428	147,138	13,963,566
10 教育費		12,978,322	132,104	13,110,426
	1 教育総務費	2,071,038	132,990	2,204,028
	5 社会教育費	2,337,438	△ 886	2,336,552
歳 出 合 計		167,251,395	3,098,157	170,349,552

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款14 使用料及び手数料 項 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務使用料	508,325	1	508,326	1総務管理使 用料	1	1行政財産目的外使用料 1
5 農林水産業 使用料	12,184	△ 5,510	6,674	1農業使用料	△ 5,510	1牛岳オートキャンプ場使用料 △ 5,400 2行政財産目的外使用料 △ 110
6 商工使用料	45,980	5,510	51,490	1商工使用料	5,510	1行政財産目的外使用料 110 2牛岳オートキャンプ場使用料 5,400
9 教育使用料	49,743	△ 1	49,742	5社会教育使 用料	△ 1	1行政財産目的外使用料 △ 1
計	2 ,220,509		2 ,220,509			
合計	2 ,538,279		2 ,538,279			

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務費補助 金	175,891	21,360	197,251	2企画費補助 金	21,360	1個人番号カード利用環境整備費補助 21,360 金
2 民生費補助 金	1 386,700	334,084	1 720,784	1社会福祉費 補助金	△ 33,806	1重層的支援体制整備事業交付金 △ 2,758 △ 2地域生活支援事業費補助金 15,387 △ 3社会福祉施設整備事業費補助金 15,661
				2児童福祉費 補助金	367,890	1重層的支援体制整備事業交付金 2,758 2新型コロナウイルス感染症セーフテ 334,084 ィネット強化交付金 3地域生活支援事業費補助金 15,387 4社会福祉施設整備事業費補助金 15,661
11 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	200,000	2 ,568,023	2 ,768,023	1新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	2 568,023	1新型コロナウイルス感染症対応地方 2 創生臨時交付金 ,568,023
計	5 ,656,842	2 ,923,467	8 ,580,309			

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
合計	24 ,755,730	2 ,923,467	27 ,679,197			

款16 県支出金 項 2 県補助金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費補助 金	1 ,955,255		1 ,955,255	1社会福祉費 補助金	△ 9,072	1地域生活支援事業費補助金 △ 7,693 2重層の支援体制整備事業交付金 △ 1,379
				2児童福祉費 補助金	9,072	1重層の支援体制整備事業交付金 1,379 2地域生活支援事業費補助金 7,693
4 農林水産業 費補助金	927,937	57,383	985,320	1農業費補助 金	57,383	1農業振興対策事業費補助金 40,810 2集落営農促進対策事業費補助金 1,739 3経営体育成支援事業費補助金 14,834
計	3 ,659,307	57,383	3 ,716,690			
合計	12 ,616,041	57,383	12 ,673,424			

款20 諸収入 項 6 雑入 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
3 雑入	1 ,559,758	5,906	1 ,565,664	3雑入	5,906	1コミュニティ助成事業費補助金 5,900 2雇用保険料戻入金 6
計	1 ,560,804	5,906	1 ,566,710			
合計	3 ,131,115	5,906	3 ,137,021			

款22 繰越金 項 1 繰越金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 繰越金		111,401	111,401	1前年度繰越 金	111,401	1前年度繰越金 111,401
計		111,401	111,401			

## 2 歳 出

### 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	3 ,286,051	4,281	3 ,290,332		4,281	12委託料	4,281	1庁舎維持管理費 4,281
8 地域振興費	2 ,032,097	886	2 ,032,983	他 1	885	13使用料及び 賃借料	886	1行政サービスセン ター費 886
計	8 ,016,023	5,167	8 ,021,190	他 1	5,166			

### 款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 企画調査費	1 ,197,221	△ 17,000	1 ,180,221		△ 17,000	12委託料	△ 17,000	△ 1官民連携推進事業 費 17,000
5 情報管理費	1 ,611,699	21,360	1 ,633,059	国 21,360		12委託料	21,360	1情報管理事務費 21,360
計	6 ,674,455	4,360	6 ,678,815	国 21,360	△ 17,000			
合計	18 ,138,015	9,527	18 ,147,542	国 21,360 他 1	△ 11,834			

### 款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総 務費	1 ,906,203	1 ,447,920	3 ,354,123	国 1 ,447,920		3職員手当等	551	1住民税非課税世帯 等に対する給付金 支給事業費 447,920
						10需用費	759	
						11役務費	19,360	
						12委託料	66,944	
						13使用料及び 賃借料	4,306	
						19扶助費	1 ,356,000	

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 障害者福祉 費	10 ,940,541	△ 895	10 ,939,646	国 22,828 県 △ 2,872	△ 20,851	7報償費	△ 319	1障害者福祉事務費 36,298 ・心身障害者福祉 推進事業費 44,099
						8旅費	△ 16	・自立支援給付事 務処理システム 事業費 △ 7,801
						10需用費	△ 858	△ 2心身障害者福祉事 業費 25,493
						11役務費	△ 7,135	△ ・心身障害者福祉 施設等整備事業 費 23,492
						12委託料	△ 2,628	・障害者計画策定 事業費 △ 2,001
						18負担金補助 及び交付金	20,742	△ 3地域生活支援事業 費 11,083
						19扶助費	△ 10,681	・移動支援事業費 △ 1,116 ・日中一時支援事 業費 △ 9,233 ・訪問入浴サービ ス事業費 △ 526 ・高額地域生活支 援給付事業費 △ 208
3 老人福祉費	2 ,372,849	196,053	2 ,568,902	国 196,053		18負担金補助 及び交付金	196,053	1老人保護措置費 56,730 2介護サービス事業 所等支援事業費 139,323
計	31 ,589,060	1 ,643,078	33 ,232,138	国 1 ,666,801 県 △ 2,872	△ 20,851			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総 務費	3 ,190,857	137,731	3 ,328,588	国 137,731		18負担金補助 及び交付金	137,731	1私立保育所等補助 事業費 136,478 2児童健全育成事業 費 1,253
3 母子福祉費	2 ,581,112	334,090	2 ,915,202	国 334,084 他 6		1報酬	1,103	1子育て世帯生活支 援特別給付金支給 事業費 334,090
						3職員手当等	167	

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	233	
						8旅費	68	
						10需用費	817	
						11役務費	1,088	
						12委託料	5,614	
						18負担金補助 及び交付金	325,000	
4 障害児福祉 費	1 ,677,139	59,229	1 ,736,368	国 35,506 県 2,872	20,851	7報償費	319	1障害児福祉事業費 48,146 2地域生活支援事業 費 11,083
						8旅費	16	
						10需用費	858	
						11役務費	7,135	
						12委託料	2,628	
						18負担金補助 及び交付金	37,592	
						19扶助費	10,681	
計	29 ,557,282	531,050	30 ,088,332	国 507,321 県 2,872 他 6	20,851			

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 生活保護総 務費	275,267	5,400	280,667	国 5,400		18負担金補助 及び交付金	5,400	1生活保護事務費 5,400

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	5 , 229, 597	5, 400	5 , 234, 997	国 5, 400				
合計	66 , 707, 998	2 , 179, 528	68 , 887, 526	国 2 他 6				

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5 生活環境費	380, 657	15, 860	396, 517	国 15, 860		18負担金補助 及び交付金	15, 860	1公衆浴場育成事業 費 15, 860
計	4 , 751, 943	15, 860	4 , 767, 803	国 15, 860				
合計	10 , 467, 971	15, 860	10 , 483, 831	国 15, 860				

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 農業振興費	381, 171	443, 053	824, 224	国 289, 190 県 57, 383 他 △ 5, 514	101, 994	10需用費 11役務費 12委託料 13使用料及び 賃借料 18負担金補助 及び交付金	△ 3, 811 △ 312 285, 221 △ 543 162, 498	1農業振興対策事業 費 71, 000 2集落営農促進対策 事業費 12, 613 3自然活用村管理運 営費 106, 051 4山田自然休養村管 理費 △ 1, 491 5牛岳オートキャン プ場管理費 △ 6, 140 6山田交流促進セン ター管理費 △ 2, 814 7米消費推進対策事 業費 249, 000 8経営体育成支援事 業費 14, 834
4 畜産振興費	9, 137	20, 000	29, 137	国 20, 000		18負担金補助 及び交付金	20, 000	1畜産振興対策事業 費 20, 000
7 公設地方卸 売市場費	442, 291	11, 263	453, 554	国 11, 263		27繰出金	11, 263	1公設地方卸売市場 事業特別会計繰出 金 11, 263

款 6 農林水産業費 項 1 農業費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1 , 701, 291	474, 316	2 , 175, 607	国 320, 453 県 57, 383 他 △ 5, 514	101, 994			

款 6 農林水産業費 項 3 林業費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 林業振興費	926, 661	878	927, 539		878	18負担金補助 及び交付金	878	1自然環境保全対策 事業費 878
計	1 , 050, 964	878	1 , 051, 842		878			

款 6 農林水産業費 項 4 水産業費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 水産業振興 費	19, 623	8, 000	27, 623	国 8, 000		18負担金補助 及び交付金	8, 000	1沿岸漁業振興対策 事業費 8, 000
計	242, 123	8, 000	250, 123	国 8, 000				
合計	5 , 360, 049	483, 194	5 , 843, 243	国 328, 453 県 57, 383 他 △ 5, 514	102, 872			

款 7 商工費 項 1 商工費 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 商業振興費	108, 756	5, 000	113, 756	国 5, 000		12委託料	5, 000	1経営改善指導費 5, 000
3 金融対策費	724, 528	86, 625	811, 153	国 86, 625		18負担金補助 及び交付金	86, 625	1商工業振興資金等 貸付事業費 86, 625
6 薬業振興費	10, 255	12, 614	22, 869	国 12, 614		10需用費	50	1薬業振興事務費 12, 614
						11役務費	64	
						18負担金補助 及び交付金	12, 500	

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
8 観光振興費	1 ,335,801	26,567	1 ,362,368	他 5,514	21,053	10需用費	3,811	1観光施設費 27,445 2山岳観光費 △ 878
						11役務費	312	
						12委託料	22,779	
						13使用料及び 賃借料	543	
						18負担金補助 及び交付金	△ 878	
計	4 ,068,056	130,806	4 ,198,862	国 104,239 他 5,514	21,053			

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7 公共交通対 策費	1 ,699,485	147,138	1 ,846,623	国 141,043 他 5,900	195	11役務費	137	1公共交通活性化推 進事業費 141,043 2生活交通対策事業 費 6,095
						17備品購入費	5,941	
						18負担金補助 及び交付金	141,043	
						26公課費	17	
計	13 ,816,428	147,138	13 ,963,566	国 141,043 他 5,900	195			
合計	21 ,757,933	147,138	21 ,905,071	国 141,043 他 5,900	195			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	1 ,354,549	132,990	1 ,487,539	国 132,990		18負担金補助 及び交付金	132,990	1学校保健事務費 132,990
計	2 ,071,038	132,990	2 ,204,028	国 132,990				

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6 図書館費	791,351	△ 886	790,465	他 △ 1	△ 885	13使用料及び 賃借料	△ 886	1管理運営事務費 △ 886
計	2 ,337,438	△ 886	2 ,336,552	他 △ 1	△ 885			
合計	12 ,978,322	132,104	13 ,110,426	国 132,990 他 △ 1	△ 885			

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

#### (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(29) 3,032		11,262,530	7,330,417	18,592,947	3,626,426	22,219,373	
補 正 前	(29) 3,032		11,262,530	7,329,866	18,592,396	3,626,426	22,218,822	
比 較				551	551		551	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	846,874
	補 正 前	846,323
	比 較	551

#### (2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職 員 手 当	551	住 民 税 非 課 税 世 帯 等 に 対 す る 給 付 金 支 給 事 業 費 の 増 分	551 超 過 勤 務 手 当	551

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,595)	2,420,242		470,446	2,890,688	461,240	3,351,928	
補 正 前	(1,594)	2,419,139		470,279	2,889,418	461,007	3,350,425	
比 較	(1)	1,103		167	1,270	233	1,503	

※ ( ) 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	470,446
	補 正 前	470,279
	比 較	167

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	1,103	子育て世帯生活支援特別給付金 支給事業費の増分	1,103	報酬 1,103
職 員 手 当	167	子育て世帯生活支援特別給付金 支給事業費の増分	167	期末手当 167

# 公設地方卸売市場事業特別会計



議案第 8 0 号

令和 5 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1, 2 6 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 4 9, 8 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 1 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		442,291	11,263	453,554
	1 一般会計繰入金	442,291	11,263	453,554
歳入合計		1,138,612	11,263	1,149,875

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公設地方卸売市場費		1,054,570	11,263	1,065,833
	1 総務管理費	270,465	11,263	281,728
歳 出	合 計	1,138,612	11,263	1,149,875

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 4 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	442,291	11,263	453,554	1一般会計繰 入金	11,263	1一般会計繰入金 11,263
計	442,291	11,263	453,554			

## 2 歳 出

款 1 公設地方卸売市場費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	270,465	11,263	281,728	他 11,263		18負担金補助 及び交付金	11,263	1一般管理費 11,263
計	270,465	11,263	281,728	他 11,263				
合計	1 ,054,570	11,263	1 ,065,833	他 11,263				

議案第 8 1 号

財産取得の件

富山市消防局物品として、次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 10 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 取得する財産 化学消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得価格 72,578,000 円
- 3 契約の相手方 富山市牛島新町 4 番 10 号  
株式会社モリタ富山営業所  
所長 土居 典生

議案第 8 2 号

財産取得の件

富山市消防局物品として、次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 1 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 取得する財産 高規格救急自動車 2 台
- 2 取得価格 6 1 , 1 8 2 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 富山市西新庄 1 1 番 4 6 号  
富山日産自動車株式会社  
代表取締役社長 岩島 達郎

報告第 6 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年5月10日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 4 号

富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

富山市市税条例の一部を改正する条例

富山市市税条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 9 条中「第 5 号の 1 5 様式」の次に「又は第 5 号の 1 5 の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 4 5 条第 1 項及び第 5 項中「第 2 2 号の 4 様式」の次に「又は第 2 2 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 4 6 条第 1 項中「第 2 2 号の 4 様式」の次に「又は第 2 2 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 1 0 8 条第 1 項及び第 5 項並びに第 1 1 1 条第 1 項中「第 3 4 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 3 4 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 1 7 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 1 9 条中「、第 6 3 条又は第 6 4 条」を「又は第 6 3 条」に、「、第 6 3 条若しくは第 6 4 条」を「若しくは第 6 3 条」に改める。

附則第 2 0 条第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 6

項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項を削る。

附則第21条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第32条の2を削り、附則第32条の2の2を附則第32条の2とする。

附則第33条第3項を削る。

附則第33条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項

」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第34条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第37条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第48条中「第10項、第15項、第16項、第18項、第33項、第34項、第39項若しくは第43項」を「第9項、第13項、第14項、第16項、第31項、第32項、第35項若しくは第39項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (固定資産税に関する経過措置)

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期

間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の富山市市税条例附則第32条の2及び第33条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第33条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 7 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年5月10日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 5 号

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除  
に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関  
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除  
に関する条例の一部を改正する条例

富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関  
する条例（平成 2 0 年富山市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正  
する。

第 2 条中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 8 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年5月10日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 6 号

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する  
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する  
条例の一部を改正する条例

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例  
(平成 2 7 年富山市条例第 5 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 9 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月10日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
13	令和5年3月30日	<p>損害賠償額                      富山市及び相手方の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁)                      和解及び損害賠償の相手方                      富山市在住1名</p> <p>事由                      交通事故                      ・発生日                          令和4年9月30日                      ・場所                          富山市黒崎地内</p>
17	令和5年4月13日	<p>損害賠償額                      金165,000円                      和解及び損害賠償の相手方                      射水市所在1法人</p> <p>事由                      交通事故                      ・発生日                          令和4年12月20日                      ・場所                          富山市上富居地内</p>

